

静岡海区漁業調整委員会指示第1-6号

榛南地区広域型増殖場として造成された牧之原市地先、戸田地区広域型増殖場として造成された沼津市地先、東伊豆地区広域型増殖場として造成された賀茂郡東伊豆町地先及び河津町地先並びに賀茂郡西伊豆町地先の下記区域内の魚類の保護培養を図るため、その採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

その関係図面は、水産資源課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳一

1 魚類採捕の禁止

下表に示す区域内では、魚類の採捕を禁止する。

| 指 示 区 域 | |
|--|--|
| 採捕禁止区域 | 基点等の位置 |
| <p>榛南地区</p> <p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> | <p>基点第1号 牧之原市相良港外防波堤先端</p> <p>基点第2号 牧之原市片浜字坂井 太田浜排水口</p> <p>イ 基点第2号から真方位135度40分1,160メートルの点</p> <p>ロ 基点第2号から真方位135度40分2,080メートルの点</p> <p>ハ 基点第1号から真方位114度00分1,495メートルの点</p> <p>ニ 基点第1号から真方位118度30分660メートルの点</p> |
| <p>戸田地区</p> <p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> | <p>基点第1号 沼津市戸田外沢海2747番地の1地先</p> <p>イ 基点第1号より真方位234度29分300メートルの点</p> <p>ロ 基点第1号より真方位264度09分560メートルの点</p> <p>ハ 基点第1号より真方位329度28分560メートルの点</p> <p>ニ 基点第1号より真方位359度28分300メートルの点</p> |
| <p>東伊豆地区</p> <p>基点第1号、イ、ロ、基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> | <p>基点第1号 賀茂郡東伊豆町稲取1,096番地地先の標識</p> <p>基点第2号 賀茂郡河津町見高2,305番地地先の標識</p> <p>イ 基点第1号より真方位143度80分1,458メートルの点</p> <p>ロ 基点第2号より真方位138度30分1,454メートルの点</p> |

| | |
|---|--|
| <p>賀茂郡西伊豆町田子地区 基点第1号、イ、ロ、基点第5号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> | <p>基点第1号 賀茂郡西伊豆町田子 2418-1 東防波堤先端 基点第2号 賀茂郡西伊豆町田子 1704-1 西側に設置した標識 基点第3号 賀茂郡西伊豆町田子 尊之島沖防波堤先端 基点第4号 賀茂郡西伊豆町田子 白根島西端 基点第5号 賀茂郡西伊豆町田子 字合之浦防波堤北側に設置した標識 イ 基点第1号と基点第3号を結んだ線と基点第2号と基点第4号を結んだ線の交点 ロ 基点第3号と基点第5号を結んだ線と基点第2号と基点第4号を結んだ線の交点</p> |
| <p>賀茂郡西伊豆町安良里地区 基点第6号、ハ、ニ、ホ、基点第7号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> | <p>基点第6号 賀茂郡西伊豆町安良里根崎網屋崎護岸西端 基点第7号 賀茂郡西伊豆町安良里倉島に設置した標識 ハ 基点第6号から真方位 53度 150メートルの点 ニ 基点第7号から真方位 18度 180メートルの点 ホ 基点第7号から真方位310度100メートルの点</p> |

2 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

- (1) 静岡県漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第17号）第47条及び第48条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (2) 試験研究その他の公益上必要とされる場合について、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合

3 承認証の交付

委員会は、上記2(2)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 制限又は条件

(1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、魚類を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

(2) 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(3) 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した魚類を譲渡又は販売してはならない。

(4) 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により、採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

(5) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「魚類採捕承認事務取扱

要領」による。

6 指示の有効期間

令和2年1月1日から令和3年12月31日まで

別記

魚類採捕承認事務取扱要領

第1 承認対象者の範囲

委員会指示の2(2)に規定する試験研究の用に供しようとする者の範囲は、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に規定する国立学校、公立学校及び私立学校、若しくはこれらに準ずる機関又はこれらの機関の委託を受けた者とする。

第2 承認の申請

魚類の採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、魚類採捕承認申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 備船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (4) 漁具図
- (5) 漁業権者の同意書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

第3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、魚類採捕承認証（以下「承認証」という。）（様式第2号）を申請者に交付する。

第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに魚類採捕承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに魚類採捕承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に承認証を委員会に返納しなければならない。

第7 採捕報告書

委員会指示の4(4)に規定する採捕報告書の様式は様式第5号のとおりとする。

魚類採捕承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名(名 称)

印

下記により魚類採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 採捕しようとする種類及び数量
- 5 採捕方法
- 6 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
 - (3) 総トン数又は船舶の長さ
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 7 採捕従事者

備考

「7 採捕従事者」には、採捕従事者の住所及び氏名を記載すること。

静調認第 号

魚類採捕承認証

住 所
氏 名(名 称)

- 1 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 採捕区域
- 3 採捕しようとする種類及び数量
- 4 採捕方法
- 5 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
 - (3) 総トン数又は船舶の長さ
 - (4) 馬力数
- 6 制限又は条件
- 7 採捕従事者

上記のとおり承認する。

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会
会 長 氏 名 印

魚類採捕承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名(名 称)

印

下記により魚類採捕承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号 静岡認第 号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

| 現在の承認内容 | 変更しようとする内容 |
|---------|------------|
| | |

- 4 変更しようとする理由

魚類採捕承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名(名 称)

印

魚類採捕承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 静岡認第 号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

魚類採捕報告書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名(名 称)

印

下記のとおり報告します。

記

| 年月日 | 場所 | 種類 | 数量 個体 kg |
|-----|----|----|-------------|
| | | | 個体 kg |
| | | | 個体 kg |
| | | | 個体 kg |

注) 魚類採捕報告書の種類と数量は、種類ごとに個体数と重量を記すこと。